

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務

(2) 事業の目的

甫喜ヶ峰森林公園の森林について、県民に森林に関する知識の普及を図り、森林愛護の思想を高めるための展示林として整備する。

(3) 事業内容

① 企画立案・実施

下記②及び③の企画について、次の点に留意して立案・実施すること。

- (ア) 森林公園としての機能や景観に配慮した施業計画とすること
- (イ) 森林施業の展示林(見本)となる内容であること。

② 植生調査

- (ア) 甫喜ヶ峰森林公園は県立自然公園(第二種特別地域)であり、希少植生の生息が想定されるため、別図3の事業区域のうち、森林施業及び森林作業道を計画・実施する区域において、事前の植生調査を計画し、希少植物の有無を確認すること。
- (イ) 植生調査の対象種は以下に記載されているものとする。
 - ・高知県レッドデータブック 2022 植物編
 - ・高知県希少野生動植物保護条例(平成 17 年 高知県条例第 78 号)に基づく指定植物
- (ウ) 植生調査の時期は、契約締結後から2ヶ月間内に実施すること。
- (エ) 植生調査は、別紙1に定める資格を有する者が実施することとし、必要に応じて第三者に再委託することができる。
- (オ) 植生調査の結果、希少植物が確認された場合は、必要な対策を検討し、④により県と協議のうえ、実施すること。

③ 森林施業及び森林作業道の計画

- (ア) 別図3の事業区域において、市町村森林整備計画及び高知県森林作業道作設指針に基づき、令和7年度から令和9年度までの3年間の森林施業及び森林作業道の計画を策定し実施すること。
- (イ) 森林施業については、地形条件や林分等の状況に応じて、保育間伐(徐間伐)及び搬出間伐(定性・列状等)等を計画すること。
- (ウ) 森林作業道の幅員は 3.0m以下とすること。
- (エ) 森林施業及び森林作業道の開設に使用する高性能林業機械等のバケット容量は 0.25m³ クラス以下とすること。

(オ) 森林施業及び森林作業道の開設により発生した枝条及び根株等は、施業を実施した林内に自然還元利用等により適切に処理すること。

なお、枝条及び根株等について、やむを得ず施業区域外へ搬出する場合は、産業廃棄物として適正に処理すること。

(カ) 伐採した木竹のうち、販売が見込まれる木竹については、市場等まで搬出すること。

なお、県有林で生産される木材のうち、市場等で販売する木材については、別途県と「木材の販売契約書」を締結し、販売金額を県に納入すること。

④ 森林施業等の詳細の決定

②により得られた調査結果の反映及びその他の現地状況等を考慮した詳細な森林施業の実施区域及び施業方法(森林作業道含む)については、県と協議のうえ決定する。

(4) 委託期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2 見積限度額

初年度見積限度額 7,680 千円 (全体限度額 26,557 千円)

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
見積限度額(千円)	7,680	11,870	7,007

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、別途「甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。また、現地の実態にあった審査を実施することを目的に、現地の森林環境、植生及び地形等の状況を把握している甫喜ヶ峰森林公園指定管理者をオブザーバーに設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、

業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。30 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿(森林整備)に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 森林作業道の開設及び森林整備(搬出間伐等)事業を同一の事業体(共同体)において実施できる技術及び能力を有する者であること。
- (8) 地域経済への事業効果拡大を図るために、高知県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く者であること。

6 現地説明会

日時: 令和7年6月6日(金)午後1時 30 分から

場所: 甫喜ヶ峰森林公園内

説明会への参加は、説明会参加申込書(別紙様式1)により、令和7年6月5日(木)午後5時までに電子メールでお申込みください。

なお、会場の都合により1参加者当たり2名までの参加とします。

7 質疑と回答

質疑は令和7年6月 10 日(火)午後5時までに別紙様式2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は6月 13 日(金)までに高知県林業環境政策課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	様式番号	規格	提出部数
1	参加申込書	別紙様式3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式4	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4 縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4 縦	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A4 縦	1部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿(森林整備)に登録されている者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。

高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿(森林整備)に登録されていない者については4及び5について、持参または郵送により原本を提出してください。

② 提出期限

令和7年6月16日(月)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振・環境部 林業環境政策課 TEL(088-821-4587)

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和7年6月19日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「甬喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「甬喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年7月18日(金)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

12 日程

令和7年6月6日(金) 説明会

令和7年6月16日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和7年7月7日(月) 企画提案書の提出締切り

令和7年7月11日(金)頃 審査委員会(プレゼンテーション)

(日程が決まり次第、追って連絡します)

令和7年7月18日(金)頃 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示については、別紙様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課

担当者 本田・森本
TEL 088-821-4587
FAX 088-821-4576
E-mail 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。